

伊達市小型風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン（案）

1. 目的

このガイドラインは、伊達市における小型風力発電設備の設置及び運用に関し事業者等が遵守すべき事項、基準を定めることにより、環境の保全、景観形成、地域の安全を確保することを目的とする。

2. 対象設備

伊達市における小型風力発電設備の新設、増設又は改修をする場合を対象とする。ただし、自家消費を主たる目的とした設備は除く。

3. 用語の定義

- (1) 風力発電設備 風力を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (2) ロータ 風力発電設備の風車において、風力を主軸の動力に変換する部分をいう。
- (3) 小型風力発電設備 風力発電設備であって、そのロータの受風面積が200平方メートル未満で、かつ、その出力が20キロワット未満のものをいう。ただし、その構造が自立しておらず、建築物、構造物その他の設備等と一体となっているものを除く。
- (4) 発電事業 小型風力発電設備を設置し、又は運用し、得られた電力を供給する事業をいう。
- (5) 事業者等 発電事業を行う者（小型風力発電設備の設置又は維持のみを行う者を含む）及び発電事業を行おうとする者をいう。
- (6) 土地所有者等 発電事業が行われ又は行われようとする土地を所有し、又は管理する者（事業者等を除く）をいう。
- (7) 住宅等 住宅及び事業所（事業者等が自ら所有するこれらのものを除く）並びに学校、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設等の住民が利用する施設（以下「学校等」という）をいう。
- (8) 住民等 住宅等の居住者又は管理者をいう。

4. 設置及び運用の基準

(1) 住宅等からの距離

事業者等は、小型風力発電設備を設置するときは住宅等から100メートル以上離れた場所に設置すること。ただし、土地所有者等及びこの区域の住民等の同意が得られたときはこの限りではない。

(2) 騒音

当該小型風力発電設備から最も近い住宅等において、昼間55デシベル以下、夜間45デシベル以下とすること。ただし、一過性の特定できる騒音を除いた騒音が30デシベルを下回る区域、学校等があり特に静穏を要する区域における騒音の基準は、35デシベル以下とする。

(3) 低周波音

当該小型風力発電設備から最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参照値以下とすること。

(4) 日影

事業者等は、小型風力発電設備の設置を行うときは、風車の羽根の回転に伴って地上に明暗が生じる現象への対策を含めた日影対策に配慮すること。また、小型風力発電設備の運用開始後において住民等にその日影による障害が生じたときは、当該障害を除去するために適切な措置を講じること。

(5) 電波障害

事業者等は、小型風力発電設備の設置及び運用によってテレビジョン放送の電波等に影響が発生しないように配慮し、必要な措置を講じること。

(6) 動植物に与える影響

事業者等は、小型風力発電設備の設置及び運用によって動植物に与える影響を可能な限り回避するよう配慮し、必要な措置を講じること。

(7) 景観

①事業者等は、小型風力発電設備の設置に当たっては、地域の自然的及び歴史的環境と著しく不調和とならないよう計画すること。特に国指定史跡からの眺望を阻害しないようにするとともに、事前の計画段階から伊達市教育委員会と協議を行うこと。

②事業者等は、小型風力発電設備の配置、デザイン及び色彩に関して、周囲の景観と調和が図られるよう配慮すること。

③事業者等は、小型風力発電設備により景観に与える影響が甚大なことにより良好な景観又は風致を著しく阻害することのないよう配慮し、必要な措置を講じること。

④事業者等は、屋外広告物を表示する場合は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対する危害を及ぼさない広告物で、管理上必要とされる最小限のもののみを表示するものとする。

(8) 光害

事業者等は、小型風力発電設備及びその周辺に照明器具等を設置するときは、住民等の障害又は生態系への重大な影響を生じさせないように配慮すること。

(9) 文化財

事業者等は、小型風力発電設備の設置に当たっては、設置の影響から文化財を保存するよう努めること。また、遺跡及び周辺での設置計画に際しては、伊達市教育委員会へ埋蔵文化財保護のための事前協議書を提出すること。

5. 事業の説明

事業者等は、小型風力発電設備の設置区域及び規模の概要を計画した段階で、伊達市、土地所有者等、設置区域に存する自治会及び住民等、関係公的機関、関係団体等に対する事業の説明を行うこと。

また、土地所有者等、設置区域に存する自治会及び住民等に対する説明に当たっては、発電事業に対する不安及び疑問を可能な限り払拭するように努めること。

6. 事業の運用

事業者等は、小型風力発電設備の運用に当たっては、このガイドラインに定める基準及び関係法令等を遵守し、安全性の確保を十分に図るとともに、適切な情報提供に努めること。

7. その他

このガイドラインは平成30年 月 日から施行し、このガイドラインの施行の日前に設置され、又は同日前に受けた電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第3項の認定に係る再生可能エネルギー発電設備である小型風力発電設備については、4-(1)、4-(7)-①、4-(9)、5の規定は、適用しない。